

第8次 幌延町交通安全計画書

(平成23年度～平成27年度)



幌延町

ま え が き

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国においては昭和45年6月に交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）が制定された。

これに基づき、北海道においては昭和46年以降、第8次にわたる北海道交通安全計画を作成、幌延町においても昭和52年度以降、第7次にわたる交通安全計画を作成し、国、北海道と幌延町及び関係機関団体等が連携を図りながら交通安全対策を強力に推進してきた。

その結果、昭和46年に889人にのぼった北海道の交通事故死者が、平成22年には約4分の1の215人にまで減少し、着実な成果が見られてきたところである。

しかしながら、北海道においては死者数が200人を超えているほか、交通事故件数は依然として高い水準にあり、事故を減少させることが求められている。

交通事故の防止は、国、道、町、関係機関団体だけでなく、町民一人ひとりが真剣に取り組まなければならない重要な課題であり、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策を一層強力に推進していく必要がある。

この幌延町交通安全計画は、北海道交通安全計画に基づき、幌延町における交通の状況や地域の実態に即して、平成23年度から平成27年度までの5年間に講ずべき交通の安全に関する施策を定めたものである。

目	次
第1章 計画の構想・・・・・・・・・・ 2	第2節 講じようとする施策・・・・・・・・ 3
第2章 道路交通の安全対策・・・・・・・・ 2	1 道路交通環境の整備・・・・・・・・ 3
第1節 道路交通事故のすう勢と 交通安全対策・・・・ 2	2 交通安全思想の普及徹底・・・ 4
1 道路交通事故のすう勢・・・・ 2	3 安全運転の確保・・・・・・・・ 6
2 交通安全対策・・・・・・・・ 3	4 車両の安全性の確保・・・・・・・・ 7
	5 道路交通秩序の維持・・・・・・・・ 7
	6 冬道における交通安全の確保 7
	7 踏切道の交通安全の確保・・・ 8
	8 救急・救助体制の整備・・・・ 8
	9 被害者対策の推進・・・・・・・・ 8
	10 総合的な運用・・・・・・・・ 8

第1章 計 画 の 構 想

幌延町における交通安全施策を講ずるにあたっては、人命尊重の理念を基本とし、交通社会を構成する人間・車両・環境の三つの要素について、それら相互の関連を考慮しながら、適正かつ実施可能な施策を総合的に検討し本計画を作成するものである。

- 1 「人間」に対する安全対策については、運転者・歩行者等の交通安全意識の徹底を図るとともに、交通安全に関する教育、普及啓発活動を充実させるものとする。
- 2 「車両」に対する安全対策については、不正改造及び不具合に起因する事故等を防止するため、関係機関へ積極的に協力要請するとともに適切な保守管理を推進するものとする。
- 3 「環境」に対する安全対策については、道路網や関連設備、効果的な交通規制の推進に向け、関係機関と調整を図りながら整備の充実に努めるものとする。

これらの三要素に関する施策を基礎とし、効果的な交通安全の推進を図るとともに、町民一人ひとりが自ら取り組む積極的な協力を得て、交通安全活動を推進するものとする。

第2章 道 路 交 通 の 安 全 対 策

第1節 道路交通事故のすう勢と交通安全対策

1 道路交通事故のすう勢

幌延町における過去15年の交通事故の発生状況は下記のとおりであり、死者は4人（3.7年間で1人の死者割合）となっている。

年次 分類	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
発生件数	2	5	8	11	10	6	9	4	5	5	7	8	7	5	1
死 者	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	1	0
傷 者	2	5	12	15	13	8	12	7	9	4	10	9	11	6	1

交通死亡事故の特徴を見ると、道々において3件（75%）発生しており、車両単独による割合は50%（2件）、歩行者が犠牲となった割合が50%（2件）となっている。

発生時期については、6月に1件、10月に1件、2月に1件、3月に1件発生している。6月・10月については、車両単独で町外の通過車両が郊外によるもので、2月・3月は冬型で歩行者が犠牲になり市街地で発生している。

2 交通安全対策

(1) 高齢者の交通安全対策の推進

老人クラブを中心とした高齢者ネットワークの構築により、地域アドバイザーによる交通安全教育・指導などの活動の充実に努める。

(2) シートベルト及びチャイルドシート着用の徹底

着用の徹底を図るとともに、すべての座席におけるシートベルト着用を推進する。

また、チャイルドシートの貸出しと着用を推進するとともに、正しい着用の指導に努める。

(3) 道路環境の整備

死亡事故現場や事故多発箇所について、調査・分析を実施し関係機関と連携を図りながら、道路環境における対策を講じ再発防止に努める。

(4) 交通安全教育の推進

幼児からの徹底した安全教育を実施するため、家庭や学校等と連携を図り、体験実践型の普及を図る。

(5) 地域参加型の交通安全活動の推進

地域住民が積極的に参加できる体制づくりを促進し、交通安全に関する情報や啓発資料の提供などの協力を努める。



交通安全祈願祭 平成 23. 7. 1 国道 40 号線名山台駐車場祈願碑前

第2節 講 じ よ う と す る 施 策

1 道路交通環境の整備

交通事故が多発している道路、その他緊急に安全確保を必要とする道路については、総合的な計画の下に関係機関と連携を図り安全かつ快適な道路交通の確立に努めるものとし、特に次の事項を重点的に推進するものとする。

(1) 交通安全設備等の整備

ア 歩行者及び自転車利用者の安全を図るため、市街地その他歩行者の多い地域を中心として、歩道の確保、横断歩道等の拡充・整備を図る。

イ 積雪や凍結による冬季特有の障害に対し、中心市街地・通学路等の安全な歩行空間の確保が必要なところにおいて除排雪の実施等による良好な道路環境の維持に努めるものとする。

(2) 効果的な交通規制の推進

歩行者及び自転車利用者の多い通学路・住宅地域・商店街等について、交通の安全に重点を置いた生活ゾーン対策として、歩行者及び自転車利用者の安全を確保するための交通規制の推進を図る。

(3) 総合的な駐車対策の推進

違法駐車排除及び自動車の保管場所の確保に関し、広報・啓発活動を行い、地域住民の理解と協力を得ながら違法駐車締め出し機運の醸成を図る。

(4) その他道路交通環境の整備

子供の路上遊戯による交通事故防止対策として、小公園等の整備、学校開放の促進等を図る。



幌延小学校青空教室 平成 23. 5. 26 学校横交差点

2 交通安全思想の普及徹底

自他の生命尊重の理念の下に、幼児から高齢者に至るまで交通安全教育の普及徹底について、学校、職場、家庭等それぞれの特性を活かした地域の自主的な活動を促進し、地域ぐるみの効果的な教育・啓発活動を推進する。

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

ア 幼児に対する交通安全教育

日常生活の中で、交通安全の決まりを理解させ、安全に行動できる習慣を身に付けさせるとともに、家庭において適切な指導が出来るよう保護者を対象とした交通安全講習会等の開催を推進する。

イ 児童・生徒に対する交通安全教育

交通安全に必要な事柄を理解させ、身近な交通環境において安全に行動できる実践的能力、交通社会の一員としての道徳観念を養うとともに、児童・生徒の心身の発達段階に応じて、地域や家庭と連携を図りながら、各々の場において計画的かつ継続的教育を推進する。

ウ 成人・高齢者に対する交通安全教育

成人に対する交通安全教育については、地域・職場における講習会の開催などにより、自発的な安全行動を促す社会的責任の自覚を醸成させ、自動車保有者については、自動車の保守点検整備等に関する指導の充実を図る。

高齢者に対する交通安全教育については、老人クラブを対象とした安全教育、個別指導を通じ、高齢者の自発性を促し、その特性に応じた交通安全指導と夜行反射材着用の充実を図る。



問寒別小学校青空教室 平成 23. 4. 21 学校前

(2) 効果的な交通安全教育の推進

交通安全教育の必要性を理解できるよう、年齢や態様に応じた参加・体験・実践型の積極的な教育方法を活用し、組織的・継続的に交通安全思想の普及・浸透を図る。

(3) 交通安全に関する普及啓発活動

ア 交通安全運動の推進

町内会、PTA、交通安全協会、交通安全関係団体等が相互に連携を強化し、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣付ける街頭啓発や住民大会等の実施を推進する。

イ 自転車の安全利用の推進

歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関するルールについて周知・徹底を図り、薄暮から夜間にかけて事故が多発する傾向を踏まえ、灯火の点灯徹底

と、側面への反射材取り付けを促進する。

ウ すべての座席におけるシートベルト着用の推進

車外放出事故の実態を踏まえ、シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について普及啓発活動を展開する。すべての座席におけるシートベルト着用の推進を図る。

エ チャイルドシートの正しい着用の徹底

貸出し制度などチャイルドシートを利用しやすい環境づくりに努めるとともに、着用効果、正しい着用の方法を指導・助言し、着用の徹底を図る。

オ 反射材の普及促進

夜間の事故防止に期待できる反射材の視認効果、使用方法について、各種広報媒体を活用し、積極的な広報啓発を推進する。

カ 効果的な広報の実施

家庭、学校、職場、地域等と一体となった交通安全運動を推進するため、関係機関・団体と連携により、それぞれの場に応じ日常生活に密着した内容の広報活動に努め、交通安全に対する意識の高揚と交通事故の防止を図る。

キ その他の普及啓発活動の推進

交通事故発生傾向・重大事故の原因など事故の実態・危険性等を広く周知し、交通違反の防止を図る。また、デイライト運動の一層の浸透・定着を推進し、交通安全意識の高揚を図る。

(4) 交通安全に関する民間団体の主体的活動の推進

交通安全思想の普及を図る団体が行なう交通安全事業や諸行事に対して援助するとともに必要な資料を提供し、組織の主体的活動を促進する。

(5) 住民の参加・協働の推進

地域の実情に即した活動を推進し、住民の参加・協働を積極的に進め、交通安全思想の普及徹底を図る。

3 安全運転の確保

運転者の安全意識に対する資質の向上に努め、地域における事業所等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、事業所等の自主的な安全運転管理対策の推進及び安全対策の強化・充実を図る。

(1) 運転者教育の充実

各事業所の安全運転管理者に対する指導を強化するため、関係機関の協力を得ながら必要な講習会等を開催し、教育内容の充実を図る。

(2) 安全運転管理の推進

安全運転管理等の未選任事業所の一掃を図り、事業所内の安全運転管理体制を充実強化し、安全運転管理業務の徹底を推進する。

4 車両の安全性の確保

改造・不具合等に起因する交通事故を未然防止に防止するため、自動車の適切な保守管理を推進し、車両の安全性の確保を図る。

(1) 自動車の点検整備の徹底

整備不良車両の運行を防止するため、自動車の保守管理の確実な実施について、各事業所の運転管理者に対し、積極的に指導及び要請する。

(2) 自転車の安全性の確保

自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法の指導を受ける気運を醸成するとともに、特に夜間における交通事故の防止を図るため、灯火の取付けの徹底と反射器材等の普及促進を図り、自転車の被視認性の向上を図る。

5 道路交通秩序の維持

交通秩序の指導について、関係機関と連携し秩序の維持に努める。特に暴走行為に対する強力な対策を推進するため、地域ぐるみでの暴走車両追放気運の高揚を図り、暴走行為をさせない環境づくりを推進する。

(1) 交通安全指導の強化

一般道路においては、歩行者・自転車利用者の事故防止に重点を置き、交通安全指導を効果的に推進する。

(2) 暴走車両対策の強化

ア 暴走車両追放のための広報活動、家庭・職場等における指導の実施を推進する。

イ 公共施設等の管理を徹底させ、暴走族をい集させないための環境づくりの推進及び暴走行為をさせないための道路交通環境の整備を図る。

ウ 暴走行為を助長するような車両の不法改造及び設備の違法使用を防止するため、販売・整備関係事業者等に対する指導を強化する。

6 冬道における交通安全の確保

(1) 冬道の道路交通環境の整備

積雪寒冷地である幌延町は、ほぼ半年間にわたって冬による影響を受けるため、冬道における交通安全の確保は重要な課題であり、冬季における交通事故の防止、歩行者等の安全確保など各種対策を推進し、生活環境の改善を図るものとする。

ア 冬季における安全かつ円滑な交通を確保し、良好な道路環境を維持するため、関係

機関と連携して道路除排雪の充実や交差点及び坂道・スリップ事故多発箇所等への凍結防止剤や砂の効果的な散布により、交通事故発生 of 未然防止に努めるものとする。

イ 歩道については、積雪による歩道幅員の減少や凍結による転倒の危険性の増大等、冬季特有の障害に対し、関連機関と連携して歩道等の除雪の充実に努めるものとする。

7 踏切道の交通安全の確保

踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて踏切道に関する交通安全教育を推進するとともに、踏切事故は、直前横断、落輪や冬期間において一時停止できずにスリップし、列車と衝突する事故が多いことから、自動車運転者や歩行者に対し、安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタン操作等の緊急処置の周知徹底を図るための広報活動の充実に努めるものとする。

8 救急・救助体制の整備

交通事故による負傷者の救命を第一に、また、被害を最小限にとどめる目的において、関係機関・消防機関等の緊密な連携、協力関係を確保し、円滑な体制づくりに努める。

9 被害者対策の推進

町広報誌等の積極的な活用により、交通事故相談の周知徹底を図り、交通事故当事者等に対し広く相談の機会を提供する。また、相談業務担当機関と緊密な連携を保ち、交通事故の損害賠償請求に関する相談及び援助の充実を図る。



幌延ライオンズクラブ街頭啓発 平成 23. 10. 19 商店街

10 総合的な運用

この計画に定める施策は、多方面にわたっており、相互に密接な関連があるため、関係各機関等と緊密な連携を図りながらその施策を推進するものとする。

また、この計画については、町民の理解と積極的な協力を得るように努めるとともに町民の意見を施策に反映させることにより、参加・協働型の活動を推進し、交通事故防止に寄与するよう配慮して行うものとする。